

平成25年(東)第1479号ほか 浪江町原発ADR集団申立事件

申立人

相手方 東京電力株式会社

和解案受諾を求める要求書

平成27年2月12日

東京電力株式会社 御中

申立人ら復代理人 弁護士 日 置 雅 晴

同 弁護士 濱 野 泰 嘉

ほか

第1 要求の趣旨

- 1 東電は、本件事故による甚大な被害状況を真摯に受け止め、浪江町原発ADR集団申立(以下「本件集団申立」という)を一日も早く解決すべく、平成27年2月23日までに、仲介委員提示の和解案(以下「本和解案」という)すべてを受諾されたい。
- 2 仮に上記期限までに本和解案すべてを受諾する旨の回答をしない場合、東電は、平成27年3月23日の進行協議期日に、本件集団申立事件に関して国会で答弁を行った同社役員らが出席し、同人らの国会答弁に反して本和解案を受諾する旨の回答をしない理由を説明されたい。

第2 要求の理由

- 1 仲介委員は、本件集団申立において、平成26年3月20日に和解案提示理

由書を、同年8月25日に和解案提示理由補充書を提示し、平成27年1月23日にはあらためて本和解案を受諾するように再考を求める勧告をするなど、東電に対し、再三にわたって和解案の受諾を求めている。

これに対し、東電は、本和解案は中間指針等に沿うものとは言い難いと主張し、本和解案の受諾を拒否し続けている。

しかしながら、本和解案は、「内容及び審理方法のいずれからみても、個別事情に基づいて個々の被害者の精神的損害に対する金銭的評価をしたものであり、中間指針等に矛盾するものではなく、むしろ、『中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意される必要がある。』との中間指針の精神を実現するもの」である（和解案提示理由補充書10頁）。また、平成26年8月4日付け「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」や、同年11月5日の衆議院文部科学委員会における宮本岳志議員の質問に対する田中敏文部科学省研究開発局長の答弁、平成27年1月29日の第40回原子力損害賠償紛争審査会における團藤丈士原子力損害賠償紛争和解仲介室長の説明においても、本和解案が中間指針やその考え方から解離していないとの指摘がなされている。

つまり、東電は、本和解案の提示から約1年にわたり、本和解案の受諾を理由なく拒否していると言わざるを得ない。

- 2 そもそも、東電は、平成26年1月15日に政府に認定された「新・総合特別事業計画」において、損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策について「3つの誓い」の1つとして「和解仲介案の尊重」を掲げ、「原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続きの迅速化などに引き続き取り組む」としている。また、同事業計画では「東電と被害者の方々との間に認識の齟齬がある場合であっても解決に向けて真摯に対応するよう、ADRの和解案を尊重する」とも述べている。

また、東電の木村公一常務執行役は、同年11月5日の衆議院文部科学委員会における宮本岳志議員の質問に対し、「本件につきましては、解決に向けて何度もやりとりをさせていただいております。今現在も話し合いが続けられている段階でございます。引き続き真摯に対応させていただきたいと考えております。」と答弁し、東電の廣瀬直己代表執行役社長も、平成27年2月4日の衆議院予算委員会における小熊慎司議員の質問に対し、「法廷外でこうした紛争解決手続を進めるってことの役割の重要性っていいですか、紛争解決センターの果たしていただいている大変大きな役割っていうのを十分認識しておるつもりでございますので、今後とも我々としてはしっかりと対応していきたいと思っております。」と答弁している。

しかしながら、東電は、本件集団申立の和解仲介手続において、政府や国会での発言とはまったく異なる対応に終始しており、和解案の尊重も、真摯な対応も、一切なされていないのが現状である。これは、政府や国会で発言した東電役員と和解仲介手続に出席している東電代理人との間の意思疎通の問題なのか、それとも、東電役員が政府や国会に対し面従腹背の対応をしているのか、十分確認する必要がある。

- 3 ついては、浪江町は、東電に対し、本件事故による甚大な被害状況を真摯に受け止め、本件集団申立を一日も早く解決すべく、平成27年2月23日までに、本和解案すべてを受諾するよう求めるとともに、仮にかかる期限までに本和解案すべてを受諾する旨の回答をしない場合には、平成27年3月23日の進行協議期日に、本件集団申立事件に関して国会で答弁を行った同社役員らが出席し、同人らの国会答弁に反して本和解案を受諾する旨の回答をしない理由を説明するよう求める。

以上